

民間発注者団体の長 殿

国土交通省不動産・建設経済局建設業課長  
( 公 印 省 略 )

建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の  
一部を改正する法律の一部の施行について（通知）

持続可能な建設業の実現と、そのために必要な担い手の確保のため、「建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律」（令和6年法律第49号。以下「改正法」という。）が令和6年6月7日に成立、同14日に公布され、原則公布の日から起算して1年6ヶ月以内に政令で定める日から施行されることとなりました。

一方、改正法附則第1条第2号の規定により、中央建設業審議会による建設工事の労務費の基準の作成・勧告権限（建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第34条第2項）及び国土交通大臣による請負契約の締結状況等に関する調査・公表権限（法第40条の4第1項）については、同法の公布の日から起算して3ヶ月以内に政令で定める日から施行することとされたことを受け、「建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令」（令和6年政令第256号）により、これらの改正規定は令和6年9月1日から施行することとされました。

貴職におかれましては、趣旨を十分にご理解の上、上記調査の実施にあたり今後特段のご協力をいただくようお願いいたします。

記

令和6年9月1日より施行される法の改正内容について

(1) 建設工事の労務費に関する基準の作成等（法第34条第2項関係）

中央建設業審議会は、建設工事の労務費に関する基準を作成し、その実施を勧告することができることとされた。

なお、当該基準については今後中央建設業審議会にワーキンググループを置い

て内容を検討し、令和7年中を目途に作成・勧告する予定である。

(2) 国土交通大臣による調査等（第40条の4関係）

国土交通大臣は、請負契約の適正化及び建設工事に従事する者の適正な処遇の確保を図るため、建設業者に対する建設工事の請負契約の締結及び履行の状況についての必要な調査及びその結果の公表を行うとともに、中央建設業審議会に対し、当該結果を報告することとされた。

なお、建設工事の請負契約締結における工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象の通知義務及び協議（法第20条の2第2項から第4項まで）並びに建設業者における処遇確保のための措置（法第25条の27第2項）の実施状況に係る調査については、改正法の公布日から6ヶ月以内の政令で定める日から施行される予定であり、詳細は追って通知する。

以上

(別添)

- 改正法の概要資料
- 「建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令」（令和6年政令第256号）（官報）
- 「建設業法施行規則等の一部を改正する省令」（令和6年国土交通省令第83号）（官報）